第六十三条の見出し中「長期割賦販売等」を「リース譲渡」に改め、同条第一項中「長期割賦販売等に該当する資産の販売若しくは譲渡、工事（製造を含む。）の請負又は役務の提供（次条第一項に規定する長期大規模工事の請負を除く。以下この条において「資産の販売等」という。）をした」を「第六十四条の二第三項（リース取引に係る所得の金額の計算）に規定するリース取引による同条第一項に規定するリース資産の引渡し（以下この条において「リース譲渡」という。）を行つた」に、「おいて、その資産の販売等」を「おいて、そのリース譲渡」に、「資産の販売等に係る目的物又は役務の引渡し又は提供」を「リース譲渡」に改め、「とき」の下に「（当該リース譲渡につき次項の規定の適用を受ける場合を除く。）」を加え、同項ただし書中「資産の販売等」を「リース譲渡」に改め、同条第二項中「、第六十四条の二第三項（リース取引に係る所得の金額の計算）に規定するリース取引による同条第一項に規定するリース資産の引渡し（以下この条において「」という。）及び「、前項の規定にかかわらず」を削り、同条第三項及び第四項中「資産の販売等又は」を削り、同条第五項中「資産の販売等又は」及び「販売又は」を削り、同条第六項を削り、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第一項に規定する長期割賦販売等に該当する資産の販売等」を「リース譲渡」に、「同項」を「第一項」に改め、同項を同条第八項とする。

第六十七条第三項中「（次条から第七十条の二まで（税額控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）及び当該」を「と当該」に、「第三章（税額の計算）（第十一条（特定同族会社等の特別税率の適用がある場合の地方法人税の額）を除く。）を「第十条（税率）に改め、「計算した地方法人税の額」の下に「とを合計した金額（次条から第七十条まで（税額控除）並びに同法第十二条（外国税額の控除）及び第十三条（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う地方法人税額の控除）の規定による控除をされるべき金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」を加え、同項第二号中「受ける」の下に「同条第一項に規定する」を加える。

第六十八条第一項中「所得税の額」の下に「（当該所得税の額に係る第六十九条の二第一項（分配時調整外国税相当額の控除）に規定する分配時調整外国税相当額を除く。）」を加える。

第六十九条第四項第十五号中「第百三十九条第一項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）」を「第二条第十二号の十九ただし書」に、「租税条約（」を「条約（」に改め、同条第七項中「が、」の下に「租税条約（当該内国法人の同号に掲げる所得に対して租税を課することができる旨の定めのあるものに限るものとし、」を加え、「を定める租税条約以外の租税条約」を「の定めのあるものを除く。）」に改める。

第六十九条の次に次の一条を加える。

（分配時調整外国税相当額の控除）

第六十九条の二　内国法人が各事業年度において集団投資信託の収益の分配の支払を受ける場合には、当該収益の分配に係る分配時調整外国税（所得税法第百七十六条第三項（信託財産に係る利子等の課税の特例）に規定する外国の法令により課される所得税に相当する税で政令で定めるものをいう。）の額で同項又は同法第百八十条の二第三項（信託財産に係る利子等の課税の特例）の規定により当該収益の分配に係る所得税の額から控除された金額のうち当該内国法人が支払を受ける収益の分配に対応する部分の金額として政令で定める金額に相当する金額（次項及び第三項において「分配時調整外国税相当額」という。）は、政令で定めるところにより、当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除する。

2　前項の規定は、内国法人である公益法人等又は人格のない社団等の収益事業以外の事業又はこれに属する資産から生ずる所得に係る分配時調整外国税相当額については、適用しない。

3　第一項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に同項の規定による控除の対象となる分配時調整外国税相当額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該書類に当該分配時調整外国税相当額として記載された金額を限度とする。

4　前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の二中「まず」の下に「第六十九条の二（分配時調整外国税相当額の控除）の規定による控除をし、次に」を、「第六十八条」の下に「（所得税額の控除）」を加え、「所得税額等」を「外国税額」に改める。

第七十二条第三項中「。）中」の下に「「確定した決算」とあるのは「決算」と、」を加え、「「確定した決算」とあるのは「決算」と」を削り、「とする」を「と、第六十九条の二第三項（分配時調整外国税相当額の控除）中「確定申告書」とあるのは「中間申告書」とする」に改める。

第二編第一章第三節第二款の次に次の一款を加える。

第二款の二　電子情報処理組織による申告の特例

（電子情報処理組織による申告）

第七十五条の三　特定法人である内国法人は、第七十一条（中間申告）、第七十二条（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）若しくは第七十四条（確定申告）又は国税通則法第十八条（期限後申告）若しくは第十九条（修正申告）の規定により、中間申告書若しくは確定申告書若しくはこれらの申告書に係る修正申告書（以下この条及び次条第一項において「納税申告書」という。）により行うこととされ、又はこれにこの法律（これに基づく命令を含む。）若しくは国税通則法第十八条第三項若しくは第十九条第四項の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項及び第三項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている各事業年度の所得に対する法人税の申告については、これらの規定にかかわらず、財務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（第三項において「申告書記載事項」という。）又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（以下この項及び第三項において「添付書類記載事項」という。）を、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその申告をする内国法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として財務省令で定める方法により提供することにより、行わなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法により、行うことができる。

2　前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人をいう。

一　当該事業年度開始の時における資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人

二　保険業法に規定する相互会社

三　投資法人（第一号に掲げる法人を除く。）

四　特定目的会社（第一号に掲げる法人を除く。）

3　第一項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この法律（これに基づく命令を含む。）及び国税通則法（第百二十四条（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）を除く。）の規定その他政令で定める法令の規定を適用する。

4　第一項本文の規定により行われた同項の申告は、同項の国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に税務署長に到達したものとみなす。

5　第一項の場合において、国税通則法第百二十四条の規定による名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項（定義）に規定する法人番号をいう。）の記載並びに押印については、第一項の内国法人は、国税通則法第百二十四条の規定にかかわらず、当該記載及び押印に代えて、財務省令で定めるところにより、名称を明らかにする措置を講じなければならない。

6　第一項の内国法人の同項の申告については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条（電子情報処理組織による申請等）の規定は、適用しない。